

庁議 案件申込書

申込日 平成21年 7月 13日

案件名	下水道使用料の見直しについて										
所管	都市建設	局	土木	部	下水道管理	課	担当者		内線		
概要	1 見直しの目的 2 公共下水道使用料の対象経費(管理運営費)及び資本費平準化債 3 使用料及び管理運営費の推計										
審議内容(論点)	○下水道特別会計の今後の見直しについて ○改定の見送りについて ○次回の見直し時期について										
審議希望日	関係課長会議	平成21年	7月	3日	政策調整会議		年		月		日
	局経営会議	平成21年	7月	21日	政策会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整	改廃あり	議会上程時期		平成21年12月	定例会					
	パブリックコメント	実施なし	時期				議会への情報提供	部会	平成21年9月		
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況		
	打合せ・会議の経過										
		月日	会議名等			内容					
		H21.5.25	土木政策課打合せ			下水道使用料見直しの考え方について					
	H21.6.3	土木政策課打合せ			"						
	H21.6.9	都市建設総務室打合せ			"						
	H21.6.29	土木政策課打合せ			"						
	H21.7.3	関係課長会議			下水道使用料の見直しについて						
備考	○平成21年7月3日開催の関係課長会議結果 原案を一部修正し、上部庁議に付議する。										

会議開催日程等 (局経営会議、関係課長会議用)

区分	局経営会議										
開催日時	平成21年	7月	21日	午後	3時	30分	～				
会場	第一特別会議室										
出席課・機関等	<input type="checkbox"/> 宮崎副市長		<input type="checkbox"/> 都市建設局長		<input type="checkbox"/> 企画部長		<input type="checkbox"/> 財務部長				
	<input type="checkbox"/> まちづくり計画部長		<input type="checkbox"/> まちづくり事業部長		<input type="checkbox"/> 土木部長		<input type="checkbox"/> 都市建設総務室長				
	<input type="checkbox"/> 都市計画課長		<input type="checkbox"/> 都市整備課長		<input type="checkbox"/> 土木政策課長		<input type="checkbox"/> 下水道管理課長				

裏面の注意事項を参照してください。

事案の
具体的な内容

1 見直しの目的

公共下水道事業は、公営企業として経費は経営による収入をもって充てる独立採算制が原則とされており、その経費の負担区分も汚水は私費(使用料)、雨水は公費(一般会計)で賄うことになっていますが、公営企業の収入を充てるのが適当でない元利償還金の経費については、公費で負担(基準内繰入れ)すべきであるとされています。

また、市では、使用料及び手数料の適正化を図るため、概ね3年毎に見直しを行っており、下水道使用料についても、平成22年度がその対象年度となることから、負担区分の考え方に基づき見直しを行

2 公共下水道使用料の対象経費(管理運営費)及び資本費平準化債

(1) 資本費[下水道施設の建設に要した借入金の元利償還金]

相模川流域下水道債元利償還金と公共下水道債元利償還金があります。

(2) 維持管理費(下水道施設の維持管理に要する費用)

相模川流域下水道維持管理負担金と相模原市公共下水道維持管理費があります。

(3) 資本費平準化債

下水道事業債の元利償還期間は、概ね30年となっているが、下水道処理施設の耐用年数が50年とされていることから、その差20年について後付けで起債を組むもので、元利償還のピークを平準化することで財政の安定化を図ることができる。

3 使用料及び管理運営費の推計

平成17年度から導入している資本費平準化債を、平成22年以降も引き続き導入することを前提として、下水道使用料及び管理運営費について推計を行いました。

この結果、使用料収入と管理運営費は共に毎年緩やかに伸びる見込みですが、平成22年、23年は基準内繰入れが減少するものの、平成24年以降は基準外繰入れが増加していく傾向にあり、実質の一般会計依存率が増加するものと推測されます。

4 見直しの結果

現在の経営状況は、県下各市と比較しても良好な状況にあり、平成22年、23年の基準外繰入れの増加分は、資本費平準化債の活用により平成20年決算並みとなることや、景気の悪化による市民生活への影響を考慮し、平成22年における使用料の改定は行わないこととし、平成24年の企業会計への移行に合わせて料金の見直しを行うこととします。